

北海道旭川方面公安委員会告示第53号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定により次の者を指定したので、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第3条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年5月20日

北海道旭川方面公安委員会委員長 井上雄樹

- 1 名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 名称 北海道モビリティスクール株式会社
 - (2) 住所 旭川市東鷹栖1条1丁目635番地
 - (3) 代表者の氏名 佐藤光
- 2 特定講習を行う事務所の名称及び所在地
 - (1) 事務所の名称 北海道モビリティスクール
 - (2) 事務所の所在地 旭川市東鷹栖1条1丁目635番地
- 3 特定講習の種別
大型自動二輪車免許に係る初心運転者講習
- 4 指定を行った年月日
令和8年5月20日